

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十二号）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>附則</p> <p>（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により連結財務諸表を旧連結財務諸表規則第九十三条の規定により作成する連結財務諸表提出会社は、平成二十八年三月三十一日までに終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を同条の規定により継続して作成することができる。この場合においては、旧連結財務諸表規則第九十四条から第九十六条までの規定を適用する。</p> <p>（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により中間連結財務諸表を作成する連結財務諸表提出会社は、平成二十七年九月三十日までに終了する中間連結会計期間</p>

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 (略)

2 (略)

(削る)

(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 (略)

2 (略)

(削る)

に係る中間連結財務諸表を旧中間連結財務諸表規則第八十七条の規定により継続して作成することができる。

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により四半期連結財務諸表を作成する連結財務諸表提出会社は、平成二十七年十二月三十一日までに終了する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表を旧四半期連結財務諸表規則第九十三条の規定により継続して作成することができる。

(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 (略)

2 (略)

3 附則第二条第三項の規定により連結財務諸表を作成する連結財務諸表提出会社は、平成二十八年三月三十一日までに終了する連結会計年度において、旧内部統制府令第十八条及び第二十一条の規定を継続して適用することができる。